

# 一般社団法人医療情報標準化推進協議会

## 医療情報標準化指針廃棄に関する規程

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人医療情報標準化推進協議会の医療情報標準化指針（以下 HELICS 標準化指針と称す）を廃棄する場合の手続きについて定める。

### 第2章 指針廃棄の手続き

(廃棄指針候補の選定)

第2条 標準化委員会は、HELICS 標準化指針のうち既に役割を終えたとみなされる指針を廃棄する候補として選定する。

2 役割を終えたとみなすにあたっては以下を判断の基準とする。

- ① 当該指針の申請団体において該当する規格が長期にわたり保守されていない。
- ② 当該指針に代わりうる規格が制定されている。
- ③ 当該指針の申請団体から当該指針を維持しない、あるいは継続しないという意思が示された。
- ④ その他、当該指針の存在する意義が極めて希薄になった。

(指針廃棄の起案)

第3条 標準化委員会で廃棄が適当と判断された指針について、事務局は別紙に定める HELICS 標準化指針廃棄確認書を起案する。

(指針廃棄の確認)

第4条 事務局は、HELICS 標準化指針廃棄確認書により指針申請団体に廃棄の確認を求める。

- 2 当該指針申請団体において、廃棄に同意が得られた場合は、第5条に定める手続きを行う。
- 3 当該指針申請団体が、廃棄に不同意の場合は、事務局は反対の理由を確認し、標準化委員会に報告する。

(指針廃棄の審議)

第5条 標準化委員会は、当該指針を廃棄するか審議し、廃棄とした場合は「HELICS 標準化指針廃棄確認書」をもって理事会に諮る。廃棄しないと決定した場合は、指針廃棄の手続きを中止し、事務局より当該指針申請団体に標準化委員会の見解を連絡する。

- 2 標準化委員会は、必要に応じて当該指針申請団体から意見を聴取する。

(指針廃棄の理事会承認)

第6条 廃棄候補となった指針の廃棄が決定した場合、標準化委員会は「HELICS 標準化指針廃棄確認書」をもって理事会に対し廃棄を諮る。

- 2 理事会において廃棄が否決された場合は、廃棄処理を中止し、事務局は当該指針申請団体に中止を連絡する。

(厚生労働省標準化会議への上程)

第7条 廃棄候補の指針が厚生労働省標準規格である場合は、事務局はHELICS 標準化指針廃棄確認書を厚生労働省の保健医療情報標準化会議（以下、厚労省標準化会議と称する）担当部署に通知し、指針の廃棄について厚労省標準化会議の議題に上程する旨依頼する。

- 2 厚労省標準化会議において廃棄について承認が得られた場合は、事務局は標準化委員会に厚労省標準化会議の決定を報告する。
- 3 厚労省標準化会議において廃棄することが否決された場合は、標準化委員会は維持に必要な処置を検討する。

(指針廃棄の通知とホームページへの掲示)

第8条 理事会において廃棄が承認された場合は、事務局は全会員に当該指針が廃棄されたことを報告し、ホームページで廃棄を公告する。

- 2 当該指針が厚生労働省標準規格である場合は、前項は厚労省標準化会議の決定後に行う。

### 第3章 本規程の改廃

(改廃)

第9条 本規程は、標準化委員会の議を経て改廃できる。

- 2 標準化委員会は本規程の改廃の結果を理事会に報告する。

(附則)

本規程は、2021年（令和3年）12月27日をもって施行する。

別紙

## 医療情報標準化指針（HELICS 指針）廃棄提案書

廃棄提案日：           年           月           日

指針番号	HS	指針提案日		採択日	
指針タイトル					
提案団体				厚生労働省標準規格	
廃棄の理由	長期にわたり本指針は保守がされていない。				
	本指針に代わりうる規格が存在する。				
	提案団体から本指針を維持あるいは継続しない旨の意思が示された。				
	その他	理由：			
厚労省標準化会議	提案日	年 月 日	開催日	年 月 日	
	決定	廃棄	維持	維持の理由	
厚労省標準化会議コメント					
標準化委員会決定	開催日	年 月 日	廃棄 維持		
維持の場合の処置					